

仕 様 書

1 件 名
港区障害者福祉避難所における防災活動支援業務委託

2 履行期間
契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 履行場所
区内の障害者福祉避難所施設等

4 業務の目的
区内において障害者を対象とした福祉避難所協定施設（以下「障害者福祉避難所」という。）は 5 施設あり（令和 7 年 4 月 1 日時点）、避難所運営マニュアルの策定、備蓄物資の管理のほか、区（障害者福祉課）が主催し、障害者福祉避難所合同での避難所開設・運営訓練（図上訓練）や定期的な意見交換会など様々な防災活動を行っている。

本業務は、障害者が災害時に生命維持、安全・安心を確保できる体制を構築するため、各障害者福祉避難所における避難所運営マニュアルを、直近の法律等に基づき時点更新するとともに、より実効性を高めるための具体化などの更新を行い、またマニュアルに基づき、効果性・継続性ある実動による避難所運営訓練等を実施するものである。

5 対象施設

	施設名 (住所)	建物の構造 (対象階)	延床面積	主な事業、備考 [] 内は利用対象者障害等種別※、定員
1	障害保健福祉センター (港区芝 1-8-23)	SRC 地下 2 階・ 地上 23 階建 (地下 2 階～ 地上 8 階)	15,707.94 m ²	地域活動支援センター事業 [全般]、生活介護事業 [知的、50 名]、就労継続支援 B 型事業 [知的、40 名]、放課後等デイサービス事業 [重心・医ケア、20 名]、短期入所事業 [身体・知的、7 名]
2	精神障害者支援センター (港区高輪 1-4-8)	S 地上 8 階建 (地上 1 階～5 階)	1,307.51 m ²	地域生活支援事業 [精神]、就労継続支援 B 型事業 [精神、20 名]、短期入所事業 [精神、2 名]
3	障害者支援ホーム南麻布 (港区南麻布 4-6-13)	RC 地下 1 階・地 上 6 階建 (地上 1 階～3 階)	2,888.28 m ²	生活介護事業 [身体、40 名]、施設入所支援事業 [身体、40 名]、短期入所事業 [身体・知的、4 名]
4	児童発達支援センター (港区南麻布 4-6-13)	RC 地下 1 階・地 上 6 階建 (地下 1 階～ 地上 1 階)	1,623.63 m ²	児童発達支援事業 [発達・重心・医ケア、82 名]、放課後等デイサービス事業 [発達・重心・医ケア、10 名]
5	新橋はつらつ太陽 (港区新橋 6-19-2)	RC 地下 1 階・地 上 8 階建 (地下 1 階～ 地上 3 階)	4,662.00 m ²	生活介護事業 [知的、80 名]、施設入所支援事業 [知的、40 名]、重症心身障害者通所事業 [重心・医ケア 8 名]、短期入所事業 [知的、4 名]

※身体：身体障害、知的：知的障害、精神：精神障害、発達：発達特性、重心：重症心身障害、
医ケア：医療的ケア、全般：障害全般

6 業務内容

(1) 避難所運営マニュアルの更新

受注者は、「5 対象施設」に記載する障害者福祉避難所の現行の福祉避難所運営マニュアルの更新を行うこと。

ア 業務に当たっては、次の事項を踏まえ、全体の整合を確認・修正しながら策定を行うこと。

(ア) 国の法改正に基づくもの

- ①災害対策基本法、水防法など災害対策に関する法律
- ②避難情報に関するガイドライン
- ③避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組方針
- ④防災基本計画
- ⑤避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組方針
- ⑥業務継続計画（BCP）改定に係る区市町村ガイドライン（令和5年度）
- ⑦その他関係法令、条例、規則、規定、ガイドライン、マニュアル等

(イ) 東京都の条例や計画、調査等に基づくもの

- ①東京都地域防災計画
- ②東京都震災対策条例
- ③東京都における地域危険度調査
- ④東京都における地震被害想定
- ⑤東京都の各種計画、報告、資料等に基づくもの

(ウ) 港区の条例、要綱、計画等に基づくもの

- ①港区防災対策基本条例
- ②港区各部の見直し案に基づくもの
- ③地域防災協議会での意見募集
- ④港区業務継続計画
- ⑤震災復興マニュアル
- ⑥港区地域防災計画

(エ) 港区の特性及び地域の特性等

(オ) 本区と立地及び職員規模等が近い他自治体や区内企業等の事例

(カ) その他（各防災関係機関や国の各種計画、資料等）

(キ) 各障害者福祉避難所の特性、図面

イ 受注者は、避難所運営マニュアルの更新に当たり、発注者と事前に協議を行い、更新内容等を提案すること。更新に当たっては、各障害者福祉避難所の現地確認等調査を十分に行うとともに、6（2）における避難所運営訓練の実施を踏まえ、内容を見直し、各避難所の実情に合ったマニュアルの修正案を作成すること。

ウ 避難所運営マニュアルに紐づく部屋割り図（避難所各種使用スペース）について、6（2）における避難所運営訓練実施を踏まえ、見直しを行うこと。各障害者福祉避難所の使用可能スペースについては、各施設に確認の上、既存の使用スペース（諸室等）のほか、新規の使用スペースを検討すること。

エ 6（1）ウにおける部屋割り図の見直しとあわせて、各障害者福祉避難所の実情に合った受入人数を精査し、見直しを提案すること。

オ 受注者は、作成した修正案を基に各障害者福祉避難所に対して説明を行い、マニ

ュアル更新に向けて必要な情報の洗い出し、整理を行うこと。

(2) 実動による避難所運営訓練における運営支援

受注者は、各障害者福祉避難所の避難所運営マニュアルに基づき、「5 対象施設」に記載する障害者福祉避難所ごとに実動による避難所運営訓練(以下「訓練」という。)を実施すること。

ア 受注者は、訓練の企画立案及び運営を行うこと。企画立案に当たっては、事前に発注者及び各障害者福祉避難所と協議を行うとともに、訓練会場となる施設の調査を十分に行うこと。

イ 受注者は、訓練実施に伴う打合せ等の日時・場所の決定や打合せ時に使用する資料の作成・準備等について発注者と調整の上行うこと。また、打合せ等における訓練内容等の説明は受注者が行い、説明時に使用する資料は受注者が用意すること。

ウ 訓練実施時間は原則 90 分以内(準備、片付けに要する時間は除く。)とすること。

エ 訓練内容については、各障害者福祉避難所の性質及び障害者の特性を踏まえたものとする。また、以下のフェーズを組み込んだ内容とすること。なお、当該フェーズは例示であるため、適宜変更することは妨げない。

①要配慮者の安否確認～区民避難所(一般避難所)までの誘導

②福祉避難所の設営～受入準備

③要配慮者のスクリーニング移送～福祉避難所受付

④福祉避難所運営開始～要配慮者へのケアの確認

⑤福祉避難所運営のルーティン確認

⑥行先調整：避難者にとっての最適な居場所の確保

⑦避難者の生活復旧支援

オ 受注者は、上記エのフェーズを訓練でシミュレーションするための場面設定、訓練進行上のシナリオ、会場設営・動線設定、訓練手法を検討し、実施すること。

カ 訓練手法について、実動を原則とするが、効果的・効率的観点を踏まえ、実動以外による手法(映像視聴、図上訓練等)を取り入れることは妨げない。ただし、訓練全体を実動以外による手法で実施することは認めず、実動以外による手法を取り入れる場面は、限定的とすること。なお、映像視聴による手法を取り入れる場合における当該映像資料は、受注者が作成することとし、6(2)ウを踏まえた内容とすること。

キ 受注者は、訓練を通して生じた新たな課題や問題点等を整理し、6(1)における各障害者福祉避難所運営マニュアルの更新に反映させること。

(3) 避難所運営マニュアル概要版の作成

6(1)に基づき、次のとおり避難所運営マニュアルの概要版を作成すること。

ア 実災害や6(2)における訓練時での使用を想定したものとする。

イ サイズやページ数は問わない。ただし、6(3)アを踏まえ、実使用に適した構成とすること。

ウ 専門用語の使用は控え、平易な表現を使用すること。

エ イラストや図を使用し、見やすい表現に努めること。

(4) その他

ア 受注者は、発注者が主催する各障害者福祉避難所の担当者が一堂に会する福祉避難所意見交換会(年4回程度、1回当たり2時間程度、日中開催)に、発注者が出席

を求めた際は出席すること。なお、意見交換会の日程調整は、発注者が行うものとする。

イ 受注者は、6（4）アのほか、発注者から出席依頼を受けた関係機関等との打合せ、会議体等については、発注者と調整の上、出席すること。

7 業務担当者の配置等

受注者は、本業務の内容について十分熟知した高度の技術を有する者を選任し、以下の要件を満たす技術者を配置すること。

（1）技術管理者

過去5年以内において、障害者を対象とする福祉避難所対策に係る公的機関が発注する計画や対策の策定・立案支援、関連マニュアルの整備、福祉関係者を集めた会議体の企画・運営、災害時の福祉避難所開設・運営にあたった福祉関係者等に対する実態調査及び各種訓練・研修会の実績を有すること。

（2）担当技術者

過去5年以内において、障害者を対象とする福祉避難所を中心とした要配慮者支援に係る公的機関が発注する業務プロセス分析、計画や対策の策定・立案支援、マニュアル整備及び各種訓練の実績を有すること。

8 作業計画書類の提出

受注者は、「6 業務の内容」を実施するに当たり、発注者と事前に協議の上、作業計画書類を作成し、発注者へ提出すること。

9 業務報告書の提出

受注者は、業務完了後、本業務委託に係る報告書を履行期間内に発注者へ提出すること。報告書は、紙媒体（A4サイズで印刷・製本したもの）1部と電子媒体（DVD）1部を提出すること。なお、電子媒体については、マイクロソフト製オフィスを使用したデータをDVDに書き込んだものとする。

10 成果物

（1）避難所運営訓練関係資料一式

DVD（Microsoft Word、Excel 又は PowerPoint 形式で作成したデータが書き込まれたもの）1枚

（2）避難所運営マニュアル

避難所ごとに製本したもの各10部、DVD（Microsoft Word 形式で作成したデータが書き込まれたもの）各1枚

※完成版のみとし、素案は不要とする。

（3）避難所運営マニュアル概要版

避難所ごとに各30部、DVD（Microsoft Word、Excel 又は PowerPoint 形式で作成したデータが書き込まれたもの）各1枚

11 著作権

本業務により作成された成果物の著作権の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

ただし、この契約以前から受注者が著作権を有していた部分は受注者に留保するものとする。

- (1) 受注者は、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製権）、第 26 条の 3（貸与権）、第 27 条（翻訳権、翻案権等）及び第 28 条（二次著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を発注者に無償で譲渡するものとする。ただし、かかる成果品についての複製、二次的著作物作成、その他の形式で制限なく自ら利用し、他に利用させることのできる使用権を受注者に留保する。
- (2) 発注者は、著作権法第 20 条（同一性保持権）第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- (3) 受注者は、発注者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条（公表権）及び第 19 条（氏名表示権）を行使することができない。

12 支払方法

契約代金は業務の履行を確認した後、受注者からの請求に基づき一括で支払うこととする。

13 受注者の責務等

- (1) 受注者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。
- (2) 受注者は、常に善良なる管理者の注意を持って業務を履行し、業務の進捗状況について確認の上適宜報告すること。
- (3) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。
- (4) 受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (5) 受注者は本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。
- (6) 受注者は、「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。また、ハラスメントが発生した場合は、発注者と連携して適切に対応すること。
- (7) 受注者は、本契約の履行に当たり、地球温暖化防止のため、省エネルギー対策に努めること。
- (8) 受注者は、個人情報について、別紙「個人情報等取扱いに関する特記事項」を遵守すること。
- (9) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」（平成 9 年港区条例第 42 号）第 9 条に規定するみなとタバコルールを遵守すること。
- (10) 受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。

14 環境により良い自動車の利用

- (1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の

事項を遵守すること。

ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

（2）電動車を始め、低公害・低燃費な自動車利用に努めること。電動車とは、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、ハイブリッド自動車（HV）の総称を指す。

（3）適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

（4）本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に係るガイドライン（平成 29 年 3 月 16 日付改正 28 環改車第 790 号）」に規定する評価基準 A ランク以上の車両を供給すること。

15 その他

（1）発注者は、本作業の実施上、緊急かつ必要と認められるものについては、受注者に臨機の措置を講ずるよう求めることができるものとする。

（2）本仕様書に定めのない事項、又は作業の実施に当たって疑義が生じた場合、発注者と受注者が協議してこれを定めるものとする。

16 担 当

港区保健福祉支援部障害者福祉課障害者支援係 担当：藤沢

電話：03-3578-2462 FAX：03-3578-2678

個人情報等取扱いに関する特記事項

令和5年4月1日改正

(基本的事項)

第1条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)、港区個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年港区条例第53号)及び港区議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年港区条例第67号)を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密保持等の義務)

第2条 受注者は、この契約により受託した事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

2 受注者は、この契約により受託した事務に従事する者及び従事した者にも、前項の義務を遵守させなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第3条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を委託された事務以外の用途に利用してはならない。

2 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。

(再委託)

第4条 受注者は、この契約により受託した事務の一部を第三者に再委託する必要がある場合は、あらかじめ発注者に通知し、承諾を得なければならない。

2 受注者は、この契約により受託した事務について前項の規定により第三者に再委託する場合は、この契約により求められる安全管理措置と同等の措置を講ずることができる事業者を再委託先とし、この契約と同等の安全管理措置を義務付ける再委託契約を結ばなければならない。また、受注者は再委託先に対して適切な監督を行い、発注者の求めに応じて、その状況を報告しなければならない。

3 前2項の規定は、再委託先が受注者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も同様とする。

(複写、複製等の禁止)

第5条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を発注者の許可なく複写し、又は複製してはならない。

2 受注者は、この契約により受託した事務の範囲を越えて、個人情報の加工、再生等をしてはならない。

(個人情報の安全管理措置)

第6条 受注者は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の安全な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時等における報告及び対応の義務)

第7条 受注者は、個人情報の漏えいその他の個人情報の保護に関する事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に通知し、当該事故の解決に努めるとともに、遅滞なくその状況を書面をもって発注者に報告しなければならない。また、受注者は、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合は、検査、セキュリティ監査等の実地調査に対応しなければならない。

(返還及び廃棄の義務)

第8条 受注者は、この契約により受託した事務が完了したとき又はこの契約が解除されたときは、受託した事務に係る個人情報を速やかに発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該個人情報を発注者の指示に基づき廃棄するときは、第三者の利用に供されることのないよう、電磁的記録媒体の物理的な破壊、消去、溶解、裁断その他当該個人情報を判読不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

(契約の解除、公表措置及び損害賠償義務)

第9条 発注者は、受注者が個人情報等取扱いに関する特記事項に掲げる義務に違反し、又は義務を怠った場合は、この契約を解除することができる。

2 前項の場合において、発注者は、その事実を公表することができる。

3 第一項の場合において、発注者が損害を受けたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。契約期間満了後も同様とする。

(監査・検査への協力等)

第10条 発注者は、受注者がこの契約により受託した事務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、個人情報等取扱いに関する特記事項に基づき、必要な措置を講じていることを確認するため、受注者に報告を求めることができる。

2 発注者は、受注者に通知し、個人情報の管理状況について監査・検査を実施することができる。再委託先についても同様とする。

(第11条から第16条までの条文は、「特定個人情報(※)」の取扱業務を委託する契約のみ)

(特定個人情報管理体制の整備)

第11条 受注者は、委託業務を統括管理する部署に特定個人情報保護管理責任者を置き、委託業務を実行する部署に特定個人情報保護責任者を置か

なければならない。

(特定個人情報を取り扱う従業者の明確化)

第12条 受注者は、特定個人情報を取り扱う従業者及びその役割を指定し、事前に従業者名簿を発注者へ提出しなければならない。

(従業者への教育訓練及び監督)

第13条 受注者は従業者に対して、委託業務を行うために必要な教育及び訓練を実施し、継続的に監督するとともに、秘密保持契約を締結する等の人的安全管理措置を講じなければならない。

(持出しの禁止)

第14条 受注者は、この契約により受託した事務に係る特定個人情報を指定された区域から持出ししてはならない。

(契約内容の遵守状況についての報告)

第15条 受注者は、契約内容の遵守状況、特定個人情報の安全管理体制等を書面で報告しなければならない。

(安全管理措置の改善)

第16条 受注者及び発注者は、第9条に基づく監査・検査の結果及び前条に基づく委託業務の遵守状況等についての報告を踏まえ、委託業務における特定個人情報の安全管理措置の改善要否を協議し、改善が必要と判断した場合は双方協力のうえ対応しなければならない。

※「特定個人情報」とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(以下の条文は、該当する契約のみ)

(電磁的記録媒体の保管)

第17条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を記録した電磁的記録媒体を施錠して保管しなければならない。

(電磁的記録媒体の搬送)

第18条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を記録した電磁的記録媒体を持ち出す場合は、電磁的記録の暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施し、専用ケース等に入れて施錠した上で、安全対策を施して搬送しなければならない。